

# 次期安城市障害者福祉計画の策定について

## 1. 次期障害者計画の基本理念について

### 現行計画（第4次）の基本理念

「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」

現行計画においては、第3次計画の基本理念（テーマ）を引き継ぎ、社会全体が障害のある人とその障害特性についての理解を深め（わかりあい）、障害の有無にかかわらず、相互に個性と差異と多様性を尊重して人格を認め（みとめあい）、地域で普通の暮らしができるように必要な支援や配慮を行いながら（ささえあう）、共に暮らせる社会の実現（みんな しあわせ 安城市）を目指すこととしています。

この基本理念は、本市が目指すべき障害福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、次期計画（第5次）においても引き続き踏襲したいと考えます。

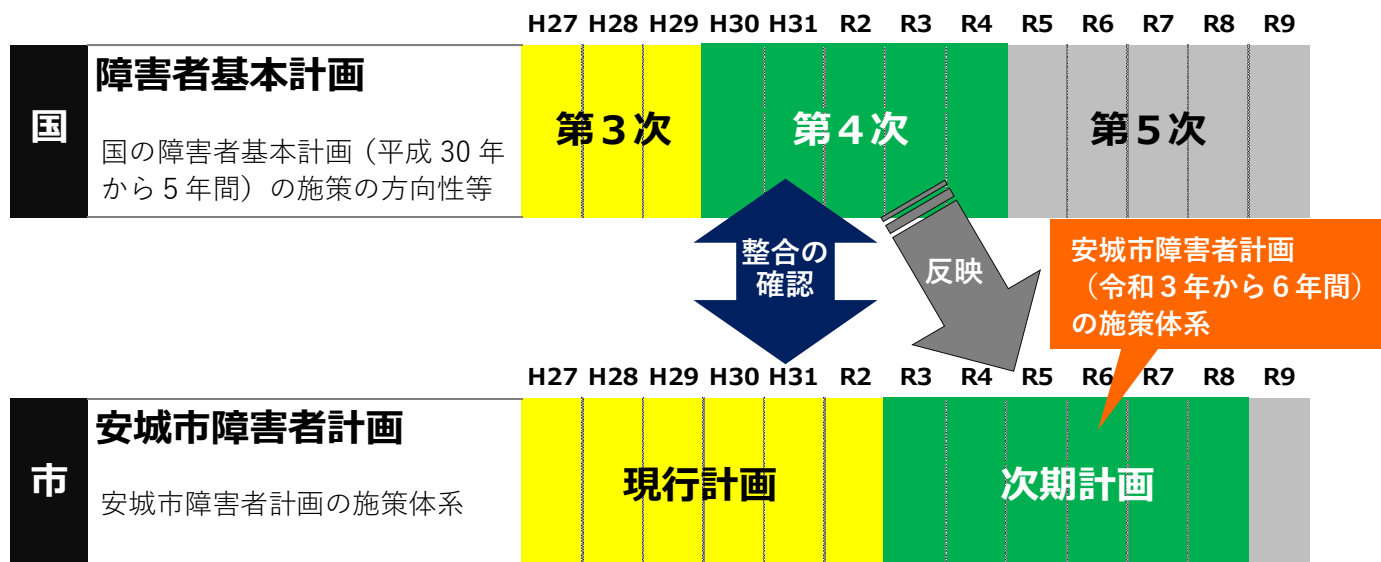
また、現行計画では基本理念を実現するための推進テーマを掲げていますが、基本理念のテーマ自体が、推進すべき方向性をわかりやすく示しているため、次期計画においては推進テーマを別に設ける予定はありません。

### 【参考】

	基本理念	推進テーマ
第1次 H10～H17	障害のある人が、持っている能力を十分に発揮し、全人間的復権をめざす「リハビリテーション」の理念と、障害の有無にかかわらず、誰もが同様に社会の一員として暮らせるような社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念に基づき、国際障害者年のメインテーマであった「完全参加と平等」、さらに、自らの主体的な判断に基づく、人間本来の生き方ともいうべき「自立」を目指す。	
第2次 H18～H22	わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～	
第3次 H23～H26	わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～	
第4次 H27～R2	わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～	自立とささえあい ともに暮らせる まちづくり

## 2. 次期障害者計画の施策体系について

現行計画の施策体系をもとに、国の障害者基本計画（第4次）における施策の方向性等を勘案して、新たな施策体系としたいと考えます。



### 3. 計画を貫く視点の追加

新たな施策体系については、計画を貫く分野横断的な視点を追加します。

#### ◎障害者の尊厳と自立を尊重しているか

障害者権利条約<sup>(注1)</sup>では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、合理的配慮<sup>(注2)</sup>の提供や障害者の権利の実現のための措置等について定めており、この条約の理念を踏まえて障害者施策等を策定する必要があります。また、障害者を施策の「客体」としてだけでなく、必要な支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉えながら、障害者の自立を支援することが求められています。

本計画において、障害者がライフステージにより適切な支援を受けられるよう、施策を総合的に展開します。その際、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目し、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って、施策を展開することとします。また、障害者の家族をはじめ関係者への支援も重要であることに留意します。

(注1) 障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国では、2007年9月28日にこの条約に署名し、2014年2月19日に効力を発生しました。(資料：外務省HP)

(注2) 障害者権利条約において、合理的配慮とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。(資料：外務省HP)。

#### ◎障害特性等に配慮したきめ細かい支援となっているか

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定する必要があります。また、外見からは分かりにくい障害や、状態が変動する障害等への適切な配慮も求められています。

本計画において、障害特性等に配慮した施策を展開するとともに、市全体の理解の促進、家族への支援や、福祉・就労・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていきます。

## ◎ 「心のバリアフリー」を推進する取り組みとなっているか

障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保できるよう、あらゆる立場や状態にある人々が相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進する必要があります。

本計画において、様々な障害があることについて広報・啓発活動を通じた市民への理解の促進を図るとともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観が市民全体にゆきわたり、その価値観が共有できる「共生社会」をめざす施策・取組を推進します。

# 現行計画の施策体系

## 基本理念（テーマ）

わかりあい みとめあい ささえあい  
～みんな しあわせ 安城市～

## 基本的視点

- 障害を理由とする差別の解消
- 住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり
- 切れ目のない総合的な支援

## 推進テーマ

自立とささえあい  
ともに暮らせる  
まちづくり

## 重点施策

- ★ 地域生活支援拠点等の充実
- ★ 療育体制の充実
- ★ 就労支援の充実
- ★ 生涯を通じた相談支援の充実と情報の共有

## 7つの分野

- 1 啓発・広報**  
障害を理由とする差別や偏見を取り除き、人権が尊重され、みんなで支え合うまちを築きます。
- 2 生活支援**  
障害のある人が地域生活を実現できるよう生活支援を行います。
- 3 生活環境**  
安全・安心で、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 4 療育・教育・子育て**  
障害のある子どもの育ちと子育てを支援します。
- 5 雇用・就労**  
障害のある人の自立や社会参加を実現できるよう就労支援を行います。
- 6 保健・医療**  
障害の原因となる疾病の予防と医療費助成等に努めます。
- 7 相談・情報提供**  
サービス利用や人権が保障されるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。

## 障害福祉計画

- ◆ 障害福祉サービスの見込みと確保策
- ◆ 地域支援事業の見込みと確保策
- ◆ 障害児支援

## <数値目標>

- ・ 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等

## 分野別施策の体系



## ★ 国の障害者基本計画（第4次）との整合

《計画期間》平成30(2018)年度からの5年間

### 《基本理念》

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去する基本的な方向を定める。

### 《各分野に共通する横断的視点》

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

### 《施策の円滑な推進》

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

### 《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

# 新たな計画の施策体系（案）

現行計画の基本理念を引き継ぎます。

基本理念（市がめざす姿）

わかりあい みとめあい ささえあう  
～みんな しあわせ 安城市～

重点施策の内容は今後検討。

重点施策

- ★地域生活支援拠点等の充実
- ★療育体制の充実
- ★就労支援の充実
- ★生涯を通じた相談支援の充実と情報の共有

計画を貫く視点

横断的な視点を設定。

◎「心のバリアフリー」を推進する取り組みとなっているか  
◎障害特性等に配慮したきめ細かい支援となっているか  
◎障害者等の尊厳と自立を尊重しているか

7つの分野をくずさずに、国の障害者基本計画（第4次）の施策の順に沿う形に順番を入れ替えました。

7つの分野

1. 生活環境
2. 生活支援
3. 相談・情報提供
4. 療育・教育・子育て
5. 保健・医療
6. 雇用・就労
7. 啓発・広報

施策内容から、施策項目の分野を移動したり、施策の名称を変更、分割、追加したりしました。

分野別施策

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1. 生活環境      | 1-1 安全・安全な住環境の整備   |
|              | 1-2 人にやさしいまちづくりの推進 |
|              | 1-3 地域福祉活動の推進      |
|              | 1-4 防災・防犯等の推進      |
| 2. 生活支援      | 2-1 生活支援サービスの充実    |
|              | 2-2 経済的支援          |
|              | 2-3 文化芸術・スポーツの振興   |
| 3. 相談・情報提供   | 3-1 相談支援体制の充実      |
|              | 3-2 情報提供の充実        |
|              | 3-3 意思疎通支援の充実      |
| 4. 療育・教育・子育て | 4-1 子ども発達支援の充実     |
|              | 4-2 子育て支援の充実       |
|              | 4-3 インクルーシブ教育の推進   |
| 5. 保健・医療     | 5-1 障害の原因となる疾病の予防  |
|              | 5-2 医療サービスの推進      |
| 6. 雇用・就労     | 6-1 雇用・就労の促進       |
|              | 6-2 就労相談体制の充実      |
|              | 6-3 福祉的就労の支援       |
| 7. 啓発・広報     | 7-1 啓発・広報活動の推進     |
|              | 7-2 障害に関する理解の促進    |
|              | 7-3 権利擁護の推進        |